

※エクセルのテンプレートを加工することで、自由にレイアウトのデザインを変更することができます。

労働者派遣個別契約書

派遣先:株式会社ほっかいどう(以下「甲」という)と派遣元:株式会社スタッフエクスプレス トライアル(以下「乙」という)は以下の条件により労働者派遣個別契約を締結する。

管理NO: 506-000

派遣期間	2020年10月1日～2020年10月30日			派遣人数: 20人
就業場所名称	株式会社ほっかいどう サービス事業部			(TEL) 011-0000-5678
就業場所住所	〒060-0000 北海道札幌市 0-0-53			
組織単位	営業部 課長			
派遣先事業所及び責任者	株式会社ほっかいどう (派遣先責任者) 総務部 部長 ほっかいどう 一郎 北海道札幌市 0-0-53			(TEL) 03-2859-9981
受入開始日及び抵触日	派遣先事業所における受入開始日: 2018年5月10日		派遣先事業所における抵触日: 2021年5月10日	
業務内容	テレオペ・テレマーケティング・コールセンター PC操作の問い合わせに対する支援			
業務に伴う責任の程度	<input checked="" type="checkbox"/> 付与される権限なし <input type="checkbox"/> 付与される権限あり			
指揮命令者	第一営業部 係長 ほっかいどう 三郎			(TEL) 03-2859-9981
所定労働時間 及 休憩時間	就業時間	契約時間	休憩時間	休憩時間帯
	1. 09:00 ～ 18:00	08:00	01:00	1.12:00～13:00
	2. ～			
	3. ～			
	4. ～			
	5. ～			
就業日・休日	就業日: 月 火 水 木 金			休日: 土 日 祝
所定時間外労働	〔法定時間内〕1日及び1週間の法定労働時間まで就労させることができる。 〔法定時間外〕1日4時間/1ヶ月45時間/1年360時間迄の範囲まで就労させることができる。 ※法定時間外は乙の労使協定により年6回を限度に1ヶ月75時間(年720時間)まで延長させることができる。			
休日労働	〔法定外休日〕全日において命ずることがある。〔法定休日〕1ヶ月2日まで命ずることがある。			
派遣料金	・基本料金: 1,500円/時間 ・残業料金: 1,875円/時間 ・深夜割増: 375円/時間 ・法定外休日: 1,875円/時間 ※計算単位: 始業終業時間 10分(切り上げ) ※早出を認めない		・法定内休日: 2,025円/時間 ・45H超割増: 375円/時間 ・60H超割増: 375円/時間	
諸料金				
支払条件	締日: 毎月 末日締 支払日: 翌月25日 ※甲は請求書を検収の上、当該派遣料金に消費税相当額を加算した額を、乙が指定する銀行口座へ振込むものとする。			
安全及び衛生	甲及び乙は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、甲の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、乙の安全衛生に関する規定を適用する。			
便宜供与	派遣先は、派遣先に雇用される労働者が利用の機会を与える施設等を本契約に基づく派遣労働者に対しても、利用の機会を与えるように配慮する。			
苦情の申出先及び処理方法	(派遣先) サービス事業部 部長 ほっかいどう 次郎 (TEL) 03-2859-9981 (派遣元) 営業部 係長 本社 三郎 (TEL) 03-123-4501			派遣先・派遣元責任者もしくは担当者が連携し、誠意をもって遅滞なく適切かつ迅速に処理し、その結果を派遣労働者に通知するものとする。
派遣契約解除の場合の措置	1.甲は、甲に起因する事由により派遣契約期間の満了前に契約解除を行おうとする場合は、乙の合意を得るとともに、乙に対し30日前までにその旨の申し入れを行う。 2.甲及び乙は、派遣契約期間の満了前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない派遣契約の解除を行った場合には、連携して甲の関連会社での就業を斡旋する等により、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図る。 3.甲は、甲の責に帰すべき事由により派遣契約期間の満了前に契約解除を行おうとする場合は、派遣労働者の就業機会の確保を図ることとし、これができないときは、乙が派遣労働者を休業させる為に生じる休業手当に相当する額以上の額、またはやむを得ない事由により解雇する場合は、1の期間の猶予をもって行われなかった事により乙が解雇の予告をしない場合は30日分以上、当該予告日から解雇日までの期間が30日に満たないときは当該解雇日の30日前の日から当該予告日までの日数分以上の給与に相当する額以上の額について損害の賠償を行わなければならない。その他、甲は乙と十分に協議し、適切な前後処理策を講じる。甲及び乙双方の責に帰すべき事由がある場合は、甲及び乙それぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮する。 4.甲は、派遣契約期間の満了前に契約解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、契約解除事由を乙に明らかにする。			
派遣元事業所及び責任者	株式会社スタッフエクスプレス トライアル 本社営業部 (派遣元責任者) 営業部 課長 本社 次郎 東京都千代田区一条西1丁目 S&I BLD 4F			(TEL) 03-123-4501
特約事項				

派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	派遣先は、派遣元と労働者派遣契約中の派遣労働者を直接雇用してはならない。 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用しようとするときは、派遣先は派遣元に予めその旨を通知しなければならない。派遣先による派遣労働者の直接雇用が、派遣元と当該派遣労働者間での雇用契約の解消をもたらすときは、派遣先は職業紹介を行うことが可能な場合は職業紹介により紹介手数料を支払うこと、その他の対策については派遣先は派遣元と誠意をもって協議しなければならない。
派遣労働者の限	無期雇用派遣労働者、60歳以上の者に限定しない
派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別	<input checked="" type="checkbox"/> 協定対象労働者に限定 <input type="checkbox"/> 限定なし

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

2020 年 9 月 1 日

(甲) 北海道札幌市
0-0-53

(乙) 東京都中央区日本橋〇〇町1-2-3

株式会社ほっかいどう
代表取締役 札幌 太郎

印

株式会社スタッフエクスプレス トライアル
代表取締役 派遣 太郎

印

労働者派遣事業許可(許可年月日): 派01-23456 (2008年1月1日)
有料職業紹介事業許可(許可年月日): 12-ア-345678 (2008年1月1日)

